

令和7年6月27日

## 特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（6か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（6か月）について

- 消費者庁は、美容液等を販売する通信販売業者である株式会社VIRTH（本店所在地：東京都渋谷区）（以下「VIRTH」といいます。）に対し、令和7年6月26日、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、令和7年6月27日から令和7年12月26日までの6か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、消費者庁は、VIRTHに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、VIRTHの代表取締役である梅 華音（ばい かのん）に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和7年6月27日から令和7年12月26日までの6か月間、VIRTHに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

### 1 処分対象事業者等

- (1) 名 称：株式会社VIRTH  
(法人番号：5011001160133)
- (2) 本店所在地：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー18階
- (3) 代 表 者：代表取締役 梅 華音
- (4) 設 立：令和6年2月15日
- (5) 資 本 金：900万円
- (6) 取 引 類 型：通信販売
- (7) 取 扱 商 品：美容液等

2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 誇大広告（優良誤認）（特定商取引法第12条）
- (2) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示（特定商取引法第12条の6第2項）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：VIRTUに対する行政処分の概要

別紙2：梅 華音に対する行政処分の概要

### 【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 株式会社VIRTHに対する行政処分の概要

### 1 事業概要

株式会社VIRTH（以下「VIRTH」という。）は、VIRTHが運用するウェブサイト（そのURLがhttps://ec.qzmedica.com/で始まるもの。以下「本件ウェブサイト」という。）において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、消費者から「B. D SHOT100 MOISTURE SERUM」と称する美容液（以下「本件商品」という。）等の売買契約の申込みを受けて本件商品を販売していることから、このようなVIRTHが行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

### 2 処分の内容

#### （1）業務停止命令

VIRTHは、令和7年6月27日から令和7年12月26日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア VIRTHが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。

イ VIRTHが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。

ウ VIRTHが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

#### （2）指示

ア VIRTHは、商品の販売条件について広告した際、商品の効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をしていました。また、特定商取引法第12条の6第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約の申込み（以下「特定申込み」という。）に係る手續が表示される映像面において、当該手續に従った情報の送信が通信販売に係る売買契約の申込みとなること、商品の分量、販売価格及び解除に関する事項につき、人を誤認させるような表示をしていました。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、その発生

原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）を講じ、これらをVIRTUの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ VIRTUは、通信販売により、VIRTUの商品に係る売買契約を締結しているところ、令和6年11月14日から令和7年6月26日までの間にVIRTUとの間で通信販売により当該売買契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、VIRTUに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する資料を添付して、令和7年7月28日までに書面により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和7年7月10日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

（ア）前記（1）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）後記4（2）の内容

ウ 後記4（1）の内容を消費者に周知すること。

エ VIRTUは、今後、VIRTUが行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

### 4 処分の原因となる事実

VIRTUは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）誇大広告（優良誤認）（特定商取引法第12条）

VIRTUは、少なくとも令和6年11月14日から同年12月3日までの間に、別添資料1のとおり、本件商品の効能について広告をしたとき、（イ）「水分計では、潤いとハリがたっぷり！」との表示、「使い始め 水分量25% 肌弾性48% 7日目 水分量68% 肌弾性62%」との

表示と共に当該結果を示すかのような画像、「しかも、調子ばっちりの状態をキープも」との表示及び「半年後 水分量68% 肌弾性62%」との表示と共に当該結果を示すかのような画像を表示しており、あたかも、本件商品を7日間塗布することで皮膚に含まれる水分の量を2.72倍、皮膚の弾性を約1.29倍にも増やすことができ、かつ、本件商品を半年間継続して塗布することで、増加した皮膚の水分量及び肌弾性をそのまま維持することができるかのような表示をしていた。

また、VIRTHは、少なくとも令和6年12月2日から令和7年1月21日までの間に、別添資料2のとおり、本件商品の効能について広告をしたとき、(ii)「3秒ピーン！で15歳若見えの理由」との表示及び「たるみが一瞬で・・・！？」との表示と共に本件商品を塗布していると思われる女性の動画並びに(iii)「そのシワなかったことに！たった3秒でピーン！」との表示と共に本件商品を塗布していると思われる女性の動画、「目元たるみはもちろん」、「ガンコなほうれい線も？！」、「おでこジワも？！」、「首シワも？！」及び「シワシワの老け手も？！」との表示と共に本件商品の使用前後を対比したと思われる各画像並びに「今ではこのハリとツヤ！」との表示と共に本件商品の使用前後を対比したと思われる画像及び動画を表示することにより、あたかも、本件商品を3秒塗布するのみで、目元の皮膚に生じたたるみ及びしわを即座にななくすことができ、また、本件商品を塗布するのみで、頬、額、首及び手に生じたしわをなくすことができるかのような表示をしていた。

この点について、当庁からVIRTHに対し、特定商取引法第12条の2の規定に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、VIRTHは資料を提出了。

しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とは認められないものであったため、VIRTHが行った当該表示は、特定商取引法第12条の2の規定により、商品の効能につき、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示に該当するものとみなされる。

## (2) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示（特定商取引法第12条の6第2項）

VIRTHは、少なくとも令和6年11月14日時点において、別添資料3のとおり、「さらに！〇回は絶対使ってといったよくある購入回数の縛りはなし！」、「購入回数の縛りはなし！ラクラク電話1本で解約OK♪」、「万が一自分に合わなかつたって場合も、1回で解約しちゃえばOK」、「お得に美容針ジェルが試せる」、「初回のみで解約OK 超特価 77%OFFで今すぐお得に申し込む！」などと表示された、初回のみで解約手続を

行うことが可能な定期購入契約であることが強調されたウェブページを経由して申し込むことができる「B. D SHOT 100（集中ケアコース）」と称する初回のみで解約手続を行うことが可能な定期購入契約の特定申し込みを受け付けた後に遷移するウェブページにおいて、別添資料4のとおり、「集中ケアコースをご注文のお客様に10分間限定で今すぐ使える特典クーポンプレゼント」、「このページ限定！！」、「集中ケア限定特典クーポン \さらに／2回目以降永久に10%OFF coupon」及び「10分間のみ有効 確実お得な特典クーポンを ぜひご使用ください。」との表示並びにカウントダウンタイマーによる特典クーポンの失効までの時間の表示をするなどして、制限時間内に速やかに特典クーポンの適用を行うよう強く促す表示をした上、その直後に画面の遷移を経ることなく表示される「B. D SHOT 100 集中ケアプレミアムコース」と称する定期購入契約（以下「本件定期購入契約」という。）の特定申込みに係る手續が表示される映像面（別添資料4「ご注文内容の確認」との表示から「ご注文完了へ」と表示されたボタン（以下「本件ボタン」という。）まで）において、本件ボタンをクリックすることにより、本件商品を4回分（合計7本）受け取るまでは解約をすることができず、最低でも合計4万2420円を本件事業者に支払うこと等を内容とする本件定期購入契約の申込みとなるにもかかわらず、消費者に対して、制限時間内に速やかに特典クーポンの適用を行うか否かの選択を迫りながら、消費者の入力内容に応じて表示される「お名前」、「お届け先」、「ご注文商品情報」等の項目が設けられた水色の枠で強調された一覧表に「ご注文商品情報 B. D SHOT 100 集中ケアプレミアムコース 単価：4,264円 個数：1個 小計：4,264円」、「割引-2,000円」などと表示した上、本件ボタンの直近に位置する「合計」の欄に赤い太字で強調して「2,490円」とのみ表示するとともに、本件ボタンの直下の位置に「※特典クーポンを使用して注文確定する場合は上記ボタンからお申込ください。」及び「※特典クーポンを使用しない場合はクーポンを使用しないボタンを押すかこのまま画面を閉じてください。その場合クーポンは適用されません。」と表示し、更にその直下に「クーポンを使用しない」と記載したボタンを選択肢として表示し、あたかも、本件ボタンが単に特典クーポンの適用を受けるために押す必要があるボタンであるかのような表示をするなどし、本件定期購入契約に基づいて販売する本件商品の分量、販売価格及び商品の売買契約の解除に関する事項並びに新たに本件定期購入契約の申込みとなることにつき、人を誤認させるような表示をしていた。

## 梅 華音に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

梅 華音（以下「梅」という。）

### 2 処分の内容

梅が、令和7年6月27日から令和7年12月26日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に関する商品の販売条件について広告をすること。
- （2）通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- （3）通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、株式会社VIRTH（以下「VIRTH」という。）に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、VIRTHが行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）梅は、VIRTHの代表取締役であり、かつ、VIRTHが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

別添資料 1

本件商品の効能に関する表示（i）

水分計では、  
潤いとハリがたっぷり！



しかも、調子ばっちりの状態をキープも♪



## 別添資料 2

本件商品の効能に関する表示（ii）



### 本件商品の効能に関する表示（iii）

そのシワなかったことに！  
たった3秒でピーン！

お家で美容医療ができるやう！？  
塗る美容針ジェル ✨  
が、話題なのがご存知ですか？

目元たるみはもちろん ✨

比べると一目瞭然！

しかもこれ  
「目元以外のたるみ・シワにも使える」んです！

同じ50代でも  
ここまで違う…！

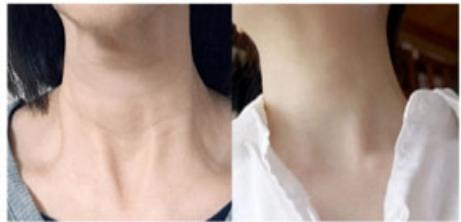
↓ ↓ ↓

カンコなほうれい線も？！

おでこジワも？！

※次ページへ続く

首シワも？！



※個人の感覚ですスマートフォン撮影による

↓ ↓ ↓

シワシワの老け手も？！



※個人の感覚ですスマートフォン撮影による

達る美容液シェルで

-15歳若見え肌爆誕

＼年齢に負けていた52歳の私も...／



※個人の感覚ですスマートフォン撮影による

別添資料3

本件商品の分量及び販売価格に関する表示  
(「B. D SHOT 100 (集中ケアコース)」に関する表示抜粋)

さらに！

〇回は絶対使ってといったよくある購入回数の縛りはなし！



万が一自分に合わなかつたって場合も、1回で解約しちゃえばOK♪

お得に美容針ジェルが試せる、このチャンスを逃すと約8510円も損です…。

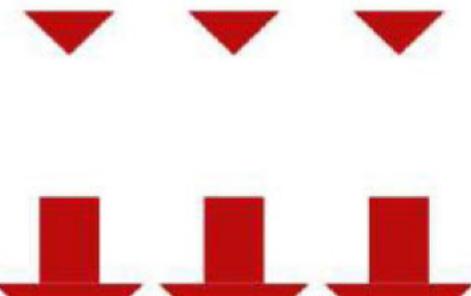


公式サイト以外での購入だと割引も特典もつきません…！

※次ページへ続く

ゆるみ目元に悩んでいるなら、今すぐ**美容針ジェル**使ってみてください！

① たった10秒の簡単アンケートはこの下  
すぐ！



Q1. あなたのお肌の悩みは  
どれですか？？



①目元のたるみ・くま

②ほうれい線や首のシワ

③シミ・そばかす・くすみ

※次ページへ続く

**Q2.BDショットの  
魅力的なところは？？**



①マイクロニードル（極小針）の浸透力

②抗シワ効能試験済

③ポツリヌス菌由来成分配合

エリエ Q SHOTの運営による皮膚の抗シワ評価試験 (2014年) (JP&K Skin Research Center Co., Ltd. 謝代)

**Q3.BDショットを  
始めたいですか？**



※次ページへ続く

①はい

②いいえ



↑のボタンが押せなかったら  
セールが終了しています...

【11月14日更新・追記】もう手に入  
らないかも...

＼ご好評につき／

※次ページへ続く

在庫がなくなる  
可能性があります！

先行発売分 完売御礼 **SOLDOUT!**

今月 販売分 ご注文受付中！

お急ぎください！

注文が継続していい

いつ受付が終了するか

分からぬ…！

□ 佐藤 美代子さん 52歳



在庫がギリギリだと噂を聞いて急いで購入！なん  
とか入手できました!!使って速攻で感動♡  
ちなみに、友達は「公式サイトにアクセスできなか  
った…！」って言ってたので、急いだほうがいい

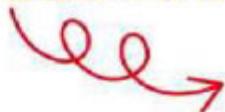
※次ページへ続く

ですよ... !

会員登録で

下の緑ボタンを押して、この画面が出たらまだ在庫有り！

この画面が  
表示されたら  
すぐ買えます!!



早めの購入がおすすめ！



"コンビニ後払い"もできるので、  
クレカがなくてもすぐに注文できます♪

「コンビニ決済」を選べば…



クレジットカード

不要！

STEP  
1

受け取り



その場での  
支払いは不要！

STEP  
2

商品を確認



届いたらまずは  
商品を確認！

STEP  
3

支払い



その後に近所の  
コンビニで支払う

※次ページへ続く

「あの時買っておけば...」と後悔する前に  
"お得な今"getして**理想のすっぴん肌**を手に入れてく  
ださいね！



↑のボタンが押せなかつたら  
セールが終了しています...



このページを閉じてしまうと  
二度と開けない可能性があります。  
ご注意ください。

## 別添資料4

本件商品の分量及び販売価格に関する表示  
(「B. D SHOT 100 集中ケアプレミアムコース」に関する表示)

### ご注文完了画面



#### ご注文完了

ご注文ありがとうございました。  
ご登録頂いたメールアドレスに注文完了メールを送付  
しましたのでご確認をお願い致します。  
メールが届かない場合、迷惑メールに入っている可能  
性がございますのでご確認をお願い致します。  
メール送信には10分前後かかる場合がございます。

#### 注文完了情報



※次ページへ続く

**集中ケア限定特典クーポン**

\さらに/  
2回目以降  
永久に **10% OFF** Coupon

特典クーポン失効まで  
09:33:85

**⚠️ クーポンの注意事項 ⚠️**

※このページは一度閉じてしまうと二度と表示されません。  
※このページの有効期限は10分間です。  
※クーポンはこのページのみお使いいただけます。  
※4回受け取りがクーポンの適用条件になります。

先ほどご注文いただいた  
**B.D SHOT集中ケアコース**は  
初回1本が定価の**77%OFF**、  
2回目以降が**33%OFF**になる  
**大変お得なコース**です。

ですが

このページで発行された  
**集中ケアコースご注文者様限定の特典クーポン**  
をご利用いただき、集中ケアプレミアムコース(4回定期)  
へお切り替えいただきますと、2回目以降のご注文が  
**現在の価格よりさらに10%OFF**となり  
**最も安く**お求めいただけます。

※上記の割引はこのページで発行されたクーポンをご使用のお客様に限り、  
2回目以降の価格に永久的に適用となります。

**集中ケア限定特典クーポン**

\さらに/  
2回目以降  
永久に **10% OFF** Coupon

特典クーポン失効まで  
09:22:11

※クーポンの使用有効期限は10分間です。

※次ページへ続く

## 一年間で比較すると その差は歴然!!

特典クーポン未使用

初回	2,490円
2回目	7,350円
3回目	7,350円
4回目	7,350円
5回目	7,350円
6回目	7,350円

合計 83,340円

特典クーポンを使用

初回	2,490円
2回目	6,655円
3回目	6,655円
4回目	6,655円
5回目	6,655円
6回目	6,655円

合計 75,695円

1回あたり10%もお得!

\1年間で見ると/

# 7,000円以上お得!

1年間続けた場合  
合計  
83,340円

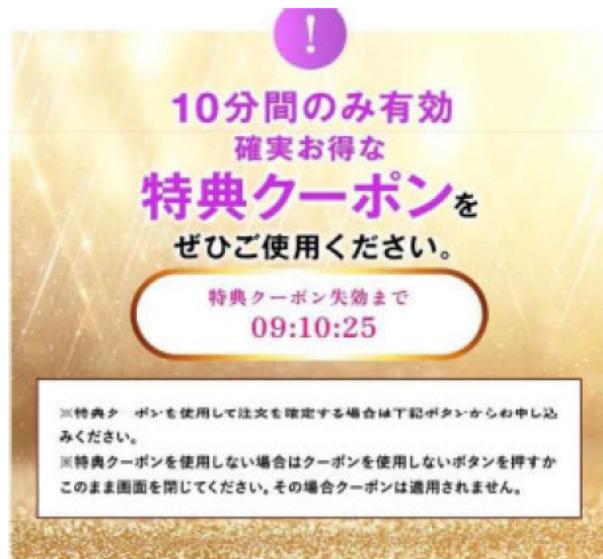
クーポン未使用

1年間続けた場合  
合計  
75,695円

クーポン使用

※このページは一度閉じてしまうと二度と表示されません。  
※このページの有効期限は10分間です。  
※クーポンはこのページのみお使いいただけます。  
※集中ケアコースご注文者様限定の特典クーポンをご利用いただき、集中ケア  
プレミアムコース(4回定期)へお切り替えいただきますと、2回目以降のご注  
文が通常価格よりもさらに10%OFFとなりとてもお買い得になります。  
※集中ケアプレミアムコースは4回継続が必須のコースとなります。

※次ページへ続く



## ご注文内容の確認

### 【必ずご確認ください】

B.D SHOT100集中ケアプレミアムコース【定期】

初回(1本あたり)	2,490円(税込)
2回目(1本あたり)	6,655円(税込)
3回目(1本あたり)	6,655円(税込)
4回目(1本あたり)	6,655円(税込)
送料無料	0円

初回お支払い額	2,490円(税込)
2回目以降の各回お支払い額	13,310円(税込)
4回継続のお支払い額	42,420円(税込)

\*後払い決済は別途各回毎に220円(税込)が発生します。

### 【各回分量】

初回1本(25ml)をお届けします。2回目以降は隔月で2本をお届けします。

### 【お届け時期】

\*初回はご注文から5日営業日以内、2回目以降は初回注文から約30日後。

3回目以降は約60日ごとにお届けとなります。

### 【お支払い方法】

\*ご入力画面「お支払い情報」にて選択されたお支払い方法となります。

■クレジットカード払いの場合

※次ページへ続く

- ・ご注文初回は商品発送頃に、ご利用のカード会員規約に基づき決済されます。
- ・定期サービスへお申し込みの場合は、「商品の引き渡し時期」に記載のサイクルで決済されます。
- 後払いの場合
- ・商品と同梱される請求書または当ショップにかかり、(株)キャッチボールの後払いドットコムから請求書が送られます。
- ・請求書発行日から14日以内にお支払いください。
- ・支払期限を過ぎた場合、再度の請求ごとに335円(税込)の再請求手数料がかかります。
- ・お客様が当サイトにおいて登録された個人情報および発注内容は、(株)キャッチボールが行う与信および請求関連業務に必要な範囲で(株)キャッチボールに提供いたします。
- ・与信結果によっては当サービスをご利用いただけない場合があります。
- その場合は、他の決済方法にご変更いただきます。
- ・ご利用者が未成年の場合、法定代理人の利用同意を得てください。
- 後払い手数料:220円(税込)
- 利用限度額:55,000円(税込)

#### 【発送方法】

ゆうパケット(ポスト投函便)

#### 【キャンセル・返品・交換】

- ・ご注文後、お客様都合によるキャンセル・返品・交換はお受けできませんのでご了承ください。
- ・万が一初期不良があった場合は、商品到着後5日以内にチャットまたはお電話にてご連絡ください。

#### 【B.D SHOT100集中ケアプレミアムコース(定期)】

- ※本コースは「B.D SHOT100集中ケアコース」からのお切り替えコースとなります。
- ※本コースは1世帯1回限りとさせて頂きます。
- ※ご連絡がない限り自動でお届けする定期コースです。
- ※本コースは4回のお受け取りが必須となります。**
- ※4回の総額は記載の通りです。
- ※4回受け取り完了するまではサイクル変更・スキップは承っていません。
- ※4回目以降の休止・解約・お届け間隔のご変更は次回出荷の10日前までにチャットまたはお電話にてご連絡ください。
- ※本コースではサイクル変更・お届け間隔変更是承っておりません。

※次ページへ続く

※次回出荷予定日の10日前までにコース休止・解約・お届け間隔のご変更の連絡いただけなかった場合は、商品の出荷準備に入っておりますためコースのお手続きは次々回分からとなります。

【チャットご利用方法】

\*ご利用方法案内ページ

\*お電話からの場合 ①カスタマーサポートへお電話ください。

②ショートメッセージでチャットのご利用方法が届きます。

③マイページにログインしてください。

④マイページ内よりチャットの案内に沿ってお進みください。

カスタマーサポート0570-000-329(10:00~18:00  
(土日・祝日・年末年始を除く))

\*特典クーポンをご使用にならずに注文を完了する場合は、使用しないボタンを押下するかブラウザを閉じてください。

その場合特典クーポンは適用されずに注文完了となります。

お名前

お届け先

ご注文商品情報

B.D SHOT100集中ケアプレミアムコース

単価：4,264円	個数：1 個	小計：4,264円
-----------	--------	-----------

小計

4,264円

割引

-2,000円

送料

0円

※次ページへ続く

手数料
0円
消費税
226円
合計
<b>2,490円</b>

10%対象	小計	4,264円	割引	-2,000円	消費税	226円
-------	----	--------	----	---------	-----	------

ご注文完了へ

※特典クーポンを使用して注文確定する場合は上記ボタンからお申ください。

※特典クーポンを使用しない場合はクーポンを使用しないボタンを押すかこのまま画面を閉じてください。その場合クーポンは適用されません。

クーポンを使用しない

[特定商取引法について](#) [利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [会社概要](#)

© Copyright Qz MEDICA All rights reserved.